

処分年月日	2025 年 8 月 12 日
処分内容	登録取消処分及び二級不都合行為者の取扱い
行為者が所属する 協会員又は金融商 品仲介業者の名称	あかつき証券株式会社
法令等違反行為の 概要	【顧客資産の着服】 当該協会員の元外務員甲は、顧客から、「当社口座に振込を行うことが面倒なので現金を預かってほしい」旨の依頼を受け、現金を預かった。当社では、原則として現金入金ができないことから、甲は自身が顧客名義で当社口座に送金しようと考えたが、甲が銀行の店頭において顧客名義で当社口座に送金することは実際には難しいため、預り金を当社口座に送金することなく、甲の手元に置いたままになった。 甲は、再度、顧客から現金の入金依頼を受けて現金を預かった。このとき、甲は、以前に預かった現金を未だ当社口座に入金していないことに顧客が気づいていなかったことから、預り金を着服することに思い至り、顧客から預かった現金を遊興費に費消した。 その後も甲は、顧客から現金での入金依頼を受けて現金を預かるたびに、当社口座に入金することなく、遊興費に費消した。さらに、甲は、手元の資金がなくなると、現金を着服することを目的として「余資はないでしょうか」などと顧客に持ち掛けて現金を預かり、遊興費に費消した。 このようにして、甲は、十数回にわたり、顧客の金銭を着服した。
発見の端緒	社内検査等により自社で発見
参考情報	当該協会員では、再発防止策として、主に以下の対応を行った。 ・「当社は現金の取扱いを実施していないこと」、「当社との取引は全て取引口座に記録されること」を当社ホームページに掲載するとともに、顧客宛てに通知した。 ・従来から行っていた高齢顧客への年次の面談時に、現在残高が分かる資料を持参して顧客の認識を確認することや営業員が現金の出入金を行っていないかを確認することを義務付けた。 ・営業部店が月次でコンプライアンス部門に報告するレポートに、「顧客との現金取引が禁止されていることが部店内に周知されているか」、「現金取引が行われている兆候はないか」の項目を追加し、モニタリングすることとした。